

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和6年5月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年6月7日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
山形県監査委員 高 橋 啓 介  
山形県監査委員 松 田 義 彦  
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
ゆきわり養護学校	執行管理体制が適切でないもの	学校徴収金について、職員会議等で管理職から公金等管理要領等に基づく適正管理の周知、指導を徹底するとともに、管理職による出納簿等の定期的なチェックを確実にを行うことにより、適正な事務の執行を図る。